

広島県スポーツ少年団 顕彰要綱内規

顕彰要綱第7条により、次の内規を定める。

- 1 第3条の顕彰の対象となるものは、次のとおりとする。
 - (1) 1号の「永年」とは、市町スポーツ少年団は10年以上、単位スポーツ少年団は15年以上継続して登録し、活動しているもの。
 - (2) 2号の「永年」及び「スポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録者（指導者、役員、スタッフ）」とは、その年度に40歳以上の者で、広島県スポーツ少年団並びに市町スポーツ少年団において10年以上、単位スポーツ少年団において15年以上継続して登録者（指導者、役員、スタッフ）として尽力し、その功績の顕著なもの。
 - (3) 3号の対象者は、原則として2号の表彰をうけた者。
- 2 顕彰の数
 - (1) 第3条第1号の市町スポーツ少年団は2団以内を表彰する。
 - (2) 第3条第1号の単位スポーツ少年団は、当該市町スポーツ少年団の前年度の登録単位団数により、また、第3条第2号の登録者（指導者、役員、スタッフ）は、当該市町スポーツ少年団の前年度の登録者（指導者、役員、スタッフ）数により、次表のとおり表彰する。

区 分	登 録 数		顕 彰 数
単位団		49団以下	1団以内
	50団から	99団まで	2団以内
	100団から	149団まで	3団以内
	150団から	199団まで	4団以内
	200団から	249団まで	5団以内
	250団から	299団まで	6団以内
		300団以上	7団以内
登録者 (指導者、役員、スタッフ)		249人以下	1人以内
	250人から	499人まで	2人以内
	500人から	749人まで	3人以内
	750人から	999人まで	4人以内
		1,000人以上	5人以内

- 3 市町スポーツ少年団は、別途通知により所定の期日までに広島県スポーツ少年団本部長宛推薦する。
- 4 広島県スポーツ少年団企画総務部会は、市町スポーツ少年団から推薦のあった被表彰候補者の審査を行う。

この内規は、平成2年6月1日より改正し、平成2年4月1日から適用する。

この内規は、平成3年12月2日より改正し、平成3年4月1日から適用する。

この内規は、平成5年2月15日より改正し、平成5年4月1日から適用する。

この内規は、平成11年5月27日より改正し、平成11年4月1日から適用する。

この内規は、平成17年4月1日より施行する。

この内規は、令和2年9月24日より改正し、令和2年4月1日から適用する。